

広島県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十一年七月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三二号	庄原市総領町下領家二二五一番一地从ら 庄原市総領町下領家二二七番一地从まで	平成二十一年七月二日